

令和 2 年 度

財務監査（定期監査）及び行政監査

結 果 報 告 書

島原市監査委員

目 次

1. 監査の種類	1
2. 監査の対象部署及び実施期間	1
3. 監査項目及び着眼点	1
4. 監査の実施内容	1
5. 監査委員の除斥	2
6. 監査の結果	2
① 補助金等に関する事務の執行状況	2
② 委託・請負等の契約事務の執行状況	2
③ 公金の保管等の取り扱い状況	3
④ その他財務事務の状況	3
⑤ 経営に係る事業の管理	4

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）及び行政監査

2. 監査の対象部署及び実施期間

部 署 名		書類監査の期間	実地監査日	講評日
水道課		自 令和2年11月 2日 至 令和2年11月13日	令和3年1月22日	令和3年2月12日
選挙管理委員会				
農業委員会				
総務部	総務課	自 令和2年11月16日 至 令和2年11月27日		
	税務課			
	契約管財課			
議会事務局		自 令和2年12月 1日 至 令和2年12月11日		
有明支所				
会計課				

3. 監査項目及び着眼点

本年度の監査は、平成 3 1 年度（令和元年度）分の事務の執行に関する、①補助金等に関する事務の執行状況、②委託・請負等の契約事務の執行状況、③公金の保管等の取り扱い状況、④その他財務事務の状況、⑤経営に係る事業の管理に重点を置いた。

そして、これらの事務の執行が島原市監査基準に基づき、関係法令及び条例、規則等に基づいているか等に着目して実施した。

4. 監査の実施内容

事前に作成依頼した資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき適正に執行されているか監査した。また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

5. 監査委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議会事務局に関する監査並びに島原市議会議員選挙における選挙運動の公費負担については、本多秀樹監査委員を除斥した。

6. 監査の結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

監査の結果は、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において是正及び改善すべき事項が見受けられ、その内容を監査項目別に整理すると下記のとおりである。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

① 補助金等に関する事務の執行状況 <25 事業中 6 事業を抽出>

[対象部署] 議会事務局・農業委員会・選挙管理委員会・税務課・契約管財課

補助金等の支出について、関連する条例・規則・要綱などにに基づき監査をおこない、交付等に関する事務手続きや事業収支決算における繰越剰余金の過大など一部不適切な処理が見受けられた。今後は根拠法令等の遵守と部署内における事務処理の確認体制の再構築をおこない、慣例的に支出するのではなく、必要性や金額の妥当性も含め積極的に検証・評価・見直しを検討されたい。

② 委託・請負等の契約事務の執行状況 <111 事業中 14 事業を抽出>

[対象部署] 議会事務局・水道課・有明支所・農業委員会・選挙管理委員会・総務課・税務課・契約管財課

契約事務について、仕様書、予定価格書、見積書、契約書に不備であるものが散見された。特に 1 者随意契約の委託になる場合、契約が曖昧になりがちな点も見受けられた。今後は年度更新で再契約する場合は、仕様書や契約

内容の再確認、契約価格の査定等を確実に行われたい。

また、委託契約全般においても、年々の状況の変動に応じ、委託することの合理性や仕様書の見直し、契約価格の適正性等、基本的な点については確実に検証し、併せて島原市契約規則及び業務委託の手引きに基づき事務処理を行われたい。

③ 公金の保管等の取り扱い状況

[対象部署] 水道課・有明支所・農業委員会・税務課・会計課

公金等の取扱いについては、保管に関して一部不適切な処理が見受けられ、一部の部署においては「公金取扱マニュアル」が未だに未整備である。過去の不祥事により市民の信頼を失墜したことを忘れることなく、再発防止の観点から公金等の管理体制と公金取扱マニュアルを早急に作成されたい。また各部署においては、常に万全を求める意識で現存する公金取扱マニュアルの実行性の確認をお願いしたい。

次に、庁舎使用許可に係る事務処理について、使用許可に関する伺い（起案）や通知等に一部不適切な箇所が見受けられた。今後は事務処理の確認体制の再構築を行われたい。

④ その他財務事務の状況

[対象部署] 議会事務局・水道課・農業委員会・選挙管理委員会・総務課・
税務課・契約管財課

旅費の概算払に伴う島原市財務規則第 67 条に準じる精算手続きがなされていない状況が一部見受けられた。今後は当規則に準じた適正な手続きを行われたい。

次に、物品（備品）の購入及び管理について、一部不適切な箇所が見受けられた。今後は島原市契約規則及び島原市物品会計規則に準じた適正な手続

き等を行われたい。

⑤ 経営に係る事業の管理

[対象部署] 議会事務局・水道課・有明支所・農業委員会・選挙管理委員会・
総務課・税務課・会計課

公印の管理・使用について、一部不適切な管理が見受けられた。今後は島
原市公印規則に準じた適正な管理を行われたい。